

令和4年度

三次市立作木小中学校

# 生徒指導規程

# 三次市立作木小中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、三次市立作木小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

### (目的)

**第1条** この規程は、三次市立作木小中学校の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 指導内容について

### 1 学校生活に関すること

#### (登下校)

**第2条** 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については、特別な指導を順次行う。

厳重注意・家庭連絡・1週間自転車通学禁止

#### (1)小学生の登下校

通学班での登下校を原則とする。集合時間、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

#### (2)中学生の登下校

①徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

②自転車通学(中学校のみ)は、学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通る。自転車通学距離は、学校の基準に準ずる。学校敷地内では押して歩くこと。

安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとし、交通安全教室を自転

車通学者に対して行う。ヘルメット未着用、2人乗り、改造自転車、自転車通学許可違反については、特別な指導を順次行う。

厳重注意・家庭連絡・1週間自転車通学禁止  
(3)小中学生の登下校

①スクールバスによる通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

②登下校中の不要な寄り道や買い食いは禁止する。

### (登校・遅刻・欠席・早退・外出)

**第3条** 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1)登校時刻は、小学校8時15分、中学校8時20分とし、教室の自席に着席する。

(2)欠席の場合、小学校8時15分、中学校8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

(3)遅刻の場合、小学校8時15分、中学校8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。

(4)早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。

(5)原則、登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合は、職員室に連絡して許可を得る。

### (頭髪)

**第4条** 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

厳重注意をし、別室指導をし、一旦下校させ、家でなおさせ、再登校させる。保護者へも連

絡し状況を伝え家庭での指導をお願いする。

#### (1)髪形

##### ①男子児童生徒

ア短髪を基本とし、襟や耳、目にかからない髪の長さとする。

##### ②女子児童生徒

ア肩や目にかからない髪の長さとする。

イ肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。(※男女ともにリボンは使用しない。)

ウ黒色・紺色のヘアピンは可

(※ただし、飾りピンは不可)

(2)染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ・不自然な髪型等は禁止する。

#### (化粧・装飾・装身具・不要物)

**第5条** 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1)口紅(色付きリップクリームを含む)マスク等化粧類

(2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具

(4)眉毛のそり落とし、眉毛の加工

※違反があった場合、特別な指導を行う。

嚴重注意をし、その場で取らせる。従わない場合は、一旦下校させ、家でなおさせ再登校させる。保護者へも連絡し状況を伝え家庭での指導をお願いする。

(5)携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品持ち込みを禁止とする。

※違反があった場合は、その場で注意し、学校が一旦預かる。そして懇談会の際に保護者へ返却する。

(6)学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

#### (指導・身なり等)

**第6条** 制服等、身なりについては、次のこと

を指導する。校内外の学習活動及び登下校時(休業日を含む)は、学校が定める制服(服装)を正しく着用する。

#### (1)制服・体操服

①冬服 各学校の服装の規程に準ずる

②夏服 各学校の服装の規程に準ずる

③服装の移行 各学校の服装の規程に準ずる

#### (2)シャツ

①学校指定のシャツまたは、カッターシャツ、を着用し、ズボンまたはスカートの中に入れる。

②学校指定のシャツの下には、必ず、衛生面、自己防衛面を含めて下着を着用する。中学校では、色柄ものの肌着は禁止とし、色については、白とする。

#### (3)ズボン・スカート

##### ①男子児童生徒のズボン

中学生の場合、ベルトを必ず着用する。腰パン(ズボンをずらした着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れる)変形等は禁止とする。

##### ②女子児童生徒のスカート

小学校の場合、吊りひもスカート、中学校の場合は、指定のスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

#### (4)靴下

①小学生は、白・紺・黒とする。

中学生は、白・紺・黒とする。冬季はストッキングおよびタイツの着用を認める。色は黒、ベージュで無地であること。くるぶしソックス、ハイソックス、ルーズソックス、色柄の入っているものは禁止とする。(ワンポイントは可能)但し、小学生はハイソックスも可とする。

#### (5)通学靴

①中学校では、白を基調とした運動靴とする。登下校や学習で使用することから機能的なシューズを使用する。かかとを踏まない。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

#### (6)上履き・体育館シューズ

①学校の指定のものを使用する。かかとをふまない。

(7)名札は、つけない。

(8)セーター・ベスト

①色は紺色，Vネックとする。カーディガン等前開きのものは不可。

(9)ウインドブレーカー等，防寒着

①中学校では，白・黒・紺を基調とし，派手なものは不可。校舎内では着用してはいけない。

(10)登校用帽子

①小学生は，登下校時男女とも黄色帽子を着用すること。

(11)スクール水着

①小学校では，紺・黒のスクール水着または競泳用水着を授業時に着用すること。

(12)通学かばん

①中学生は，学校指定の通学かばんを使用すること。

## 2 生徒指導に関すること

**第7条** 指導を繰り返す児童生徒の場合，特別な指導を行う。(第4章参照)

(1)授業や部活動

①自分の持ち物には，必ず記名する。

②時間を守る。

③授業時の挨拶，返事，言葉づかいを大切にす

る。

④学習については，学校でのガイダンスの内容を守る。

(2)休息时间

①学校の外や，立ち入り禁止場所には行かない。

②校内放送は，静かに聞く。

③特別教室や，他の教室には，勝手に入らない。

④廊下等，校内を走らない。

⑤学校の施設や道具，草花や樹木，飼育動物を大切にす

る。

⑥整理整頓をする。(靴箱，机，ロッカー，掃除道具入れ，掲示物等)

(3)保健室利用

①体調がすぐれない場合，保健室を利用するこ

とができる。利用時間は，1時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合，保護者に連絡し，医療機関への受診をすすめる。

③虐待等が疑われる場合は，学校より関係機関に通告し連携して支援する。

(4)給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

(5)掃除

①掃除は，学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6)教育相談

①学校は，児童生徒，保護者から教育相談の希望があった場合，スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

(7)その他

①卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は，職員室へ連絡する。

②学校内の施設設備，備品等を破損した場合や発見した時は，職員室に届け出る。場合によっては，関係機関と連携する。

③ケガや体調不良で，保護者に送迎をしてもらう場合は，学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

## 3 校外での生活に関すること

### (校区外の生活)

**第8条** 校区外の生活については次のことを指導する。

(1)児童だけの校区外への外出

(2)生徒だけの市外への外出

(3)児童生徒だけの娯楽施設への入店(カラオケボックス，ゲームセンター，インターネットカフェ，ボーリング場，マンガ喫茶，ビデオ取扱店，映画館，大型店舗内のゲームコーナー，レンタルビデオ取扱店等)

(4)児童生徒だけの外泊や夜間徘徊禁止

①保護者は，夜間(午後10時から翌日午前6

時までの時間) 児童生徒を外出させないようにする。

②保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

#### (5) 情報通信機器

①本市は、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器(パソコン・ゲーム機等)のフィルタリングに努める。

#### (6) 酒・たばこ類等の購入

①保護者は、酒、たばこ類を児童生徒に購入させないようにする。

#### (7) 危険箇所への立入り

①保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童生徒が立入らせないようにする。

#### (8) 危険な遊び

#### (9) 交通違反

①道路交通法に違反させないようにする。

②特に自転車乗車時には、ヘルメットを必ず着用させること。

## 4 特別な指導に関すること

### (特別な指導)

**第9条** 「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童生徒が起こした問題行動を別室にて反省させ、学校にて保護者に指導内容を伝える。事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

### (問題行動への特別な指導)

**第10条** 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

#### (1) 法令・法規に違反する行為

①窃盗・万引き・占有物離脱横領

②喫煙・飲酒

③暴力・威圧・強要行為

④公共建造物・備品等器物損壊

⑤交通違反

⑥性に関するもの

⑦薬物等乱用

⑧刃物等所持

⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

①暴力行為(対教師・生徒間・対人・器物損壊)  
※相手に外傷等がなくても暴力行為となる場合もある。(体当たりや腕で突く等)

②喫煙・飲酒及び準備行為(購入・所持・行為同一場所滞在)

③いじめ

定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

④登校後の無断外出、無断早退

⑤指導に従わない(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等)

⑥携帯電話の持込み(許可申請を除く)

⑦学習等に必要のない不要物持込み

⑧不正行為(テスト等のカンニング等)

⑨家出及び深夜徘徊

⑩金品強要

⑪無免許運転及び同乗

⑫無断アルバイト

⑬暴走族等、関係団体への加入及び参加

⑭不健全娯楽や不純異性交遊

⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み

⑯その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

### (反省指導等)

**第 11 条** 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

① 口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2) 学校反省指導

① 別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

② 授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③ 教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

④ 保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑤ 学校と保護者による協議

#### （反省指導の実施）

**第 12 条** 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

① 反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。

② 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

#### （反省指導の期間）

**第 13 条** 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

#### （特別な指導を実施するにあたって）

**第 14 条** 特別な指導は、児童生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通し

て、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導は、学校体制として取組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童生徒・保護者・教職員で確認する。

(4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

#### （規程の周知）

**第 15 条** 児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また学校に来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。